

# 八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2015年6月  
(平成27年)  
第48号

## うまい話にはウラがある！～横行する催眠（SF）商法の新たな手口～

### 相談事例

「商品の宣伝を聞いて**無料**で商品がもらえる」と知人に誘われ会場に出かけた。販売員の話が**楽しく**何度か**通っていたら**、2カ月の間に、布団や磁器治療器、下着などの購入を**次々に**勧められ**契約**してしまった。

自分だけ**小部屋に呼ばれて**勧誘されたり、「あなたのため」などと言われたりして、断りきれずに買ったこともある。購入時は頭金の支払いだけなので、**高額だ**という意識は**なかった**が、「場所を移転する。残額を支払って」と言われ初めて、**総額が500万円以上**だと分かった。

**生命保険を解約**し、貯蓄と併せて支払った。商品を返品するので、返金してほしい。



### アドバイス

～高齢者の方へ～

☆個別に声をかけられ勧誘を受けると断るのが難しくなります。

粗品や楽しい話につられて**会場に近づかない**ことが**第一**です。**勧誘されても、きっぱり断りましょう！**

☆大切な老後の資金を取り崩してまで**その商品が本当に必要か**考えましょう！

☆被害にあっても**一人で悩まずに、誰かに相談**しましょう！

～家族や周囲の方へ～

☆高齢者に寄り添った話し合いを心掛けてください。**高齢者の話に耳を傾け**ましょう！

☆長期間通い続けることで販売員との間に親しい関係性が構築され、断りにくい心理に陥ります。

**販売員の親切は契約させるための手口**です。**家族や周りの人も気を配り**ましょう！

### ミニ知識

Q:「催眠商法(SF商法)」ってなに？

A: **空き店舗等**で、はじめに**無料品などを提供**し、おもしろおかしく健康などの話をして**場を盛り上げ**、最後に**高額な商品**を売いつける手口です。

ちなみに SF 商法の「SF」は、最初にこの商法を行った業者(新製品普及会)の略称であるとも言われています。

Q:「SF商法」の最近の特徴って？

A: ①高齢者を**粗品配布や楽しい話**で会場に集め、**長期的に会場に通い続ける**中で**高額な商品**を**次々に販売**しようとします。

②高齢者が支払い困難になるまで**過量に販売**します。**平均支払い金額が100万円を超えます**。

③周囲の人は心配していますが、**消費生活センターに相談される高齢者は少ない**です。

# 周囲の見守りで高齢者被害を防ごう！

## ●被害の早期発見のための見守りチェックリスト

高齢者の家を訪問した際には、ちょっとした変化でも気に留めましょう。

- 見慣れない、聞きなれない人が出入りしている様子がある。
- 新たにリフォームした跡がある。
- 訪問中に業者が訪ねてくることがある。
- 見慣れない段ボールなどがある、不自然に積まれている。
- 急にケチになった。(必要な買い物や支出を控える様子がある)
- 生活用品などが新しいものになっている。(浄水器、布団など)
- 金融関連のパンフレットや送付物が置いてある。

**1つでも当てはまったら要注意！！**

**困ったときは、消費生活センターへご相談ください。  
家族や周囲の方も相談することができます。**



### 見守りで聞き取りする際の3か条

- ・高齢者の**自尊心やプライバシーに配慮し、易しい言葉**でゆっくと話をする。
- ・被害にあっていると率直に伝えず、相談してみたらという程度に**軽く促してみる**。
- ・被害にあうことは**恥ずかしいことではないこと**、伝えることで被害の拡大防止につながることをそれとなく伝える。

## 八王子市消費生活センター



相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前9時～午後4時30分  
（相談専用電話）**042-631-5455**

\*相談は無料、秘密は厳守します。

\*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎631-5456 FAX643-0025